

## 【校則について】

### 1 身だしなみの心得

#### ① 制服

##### <学生服>

- 冬服 上着・ズボン(スソ幅は20～24cm以内)共に黒、標準マークの付いた詰め襟の学生服。ラウンドカラータイプの学生服も着用可。ボタンは所定のものを用いる。変形学生服(長ラン・短ラン)、変形ズボンは禁止する。
- 夏服 白無地で折襟のついた長袖または半袖のシャツか本校指定のポロシャツを着用し、ズボンは冬服と同様とする。

##### <セーラー服>

- 冬服 濃紺のセーラー服。ネクタイの色はえび茶。襟の白線は巾9ミリで縁より2センチ内、一本で交差しない。スカートのひだは24、28、32本のいずれかとする。上着の袖、胸等に白線はなく、白の襟カバーに襟の白線と同型でネクタイと同色の線をつける。式典のときは襟カバーを外す。
- 夏服 白のセーラー服。襟は濃紺で白カバーを用いない。本校指定のポロシャツも着用可とする。

##### <ブレザー>

- 冬服 本校指定のジャケット・ベスト・スラックスかスカートのスリーピースタイプとする。ベストについて、日常の着用は任意とするが、式典及び別途指示した場合は必ず着用する。ネクタイ・リボンのいずれかを着用することとし、5月～10月については任意とする。
- 夏服 白無地で折襟のついた長袖または半袖のシャツか本校指定のポロシャツ、本校指定のスラックスかスカートを着用する。また、ネクタイ・リボンの着用は5月～10月については任意とする。

#### ※カーティガン

令和5年度入学生からは本校指定カーティガンのみ着用可とする。

令和4年度までの入学生について、セーラー服の場合は紺または黒(無地、ワンポイント可)のカーティガンの着用を認める。また、学生服・セーラー服いずれの場合でも本校指定カーティガンの着用は可とする。

- ② 校章 学生服及びブレザーの場合、冬服時は左襟、夏服時は左胸につける。セーラー服の場合、冬服・夏服とも左胸につける。※学校指定ポロシャツの場合はつけなくてよい。
- ③ 靴下 白、黒、紺などを基調とした華美でないもの。ルーズソックス、膝上までのロングソックス、レッグウォーマーは使用しない。ストッキング及びタイツはベージュまたは黒とする。
- ④ 頭髪 清潔さを保つ。パーマ、カール、脱色、染色等は禁止とする。髪の長さは表情がわかる程度を目安とする。ヘアピン・髪をしばるゴムは華美でないもの。シュシュ・カチューシャ等は使用しない。
- ⑤ 上履き 所定のスリッパを使用する。
- ⑥ 通学靴 通学・運動に適した靴。
- ⑦ 防寒着 コート、マフラー等は華美でないもの。部活動のベンチコートやウインドブレーカーでもよい。夏季の空調使用時の防寒対策としては冬の体育服を着用する。それでも寒い場合は部活動ジャージ等の使用も認める。
- ⑧ その他 スカートの長さは膝にかかる程度を目安とする。  
1学期終業式、2学期始業式は本校指定のポロシャツでもよい。  
更衣期間は設けないので、気候に合わせて爽やかに制服を着こなす。  
登下校の際、制服を着用する。やむを得ぬ理由で規定外の服装を必要とするときは、「異装願」を提出し許可を得る。

## 2 その他

### ① 携帯電話・スマートフォンについて

敷地内では電源を切り、鞆の中に入れる。ただし、教員が許可した場合は使用することができる。

### ② 通学について

(1) 自転車通学者は学校に登録して、校名・番号を記したシールを車体の後部につける。

(2) 名鉄刈谷市駅からの自転車通学は認めない。

### ③ 校則の改定又は廃止について

(1) 生徒会は、代議員会を通じて生徒の意見を集約し、校則の改定又は廃止を求めることができる。

(2) 年1回学校評価アンケートを実施し、校則についての要望等を集約し、検討する。